



三重県公報

令和6年8月20日 (火)

第 542 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
	告 示		
580	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(健 康 推 進 課)	2
581	農産物検査法の規定による地域登録検査機関の登録の更新	(農産物安全・流通課)	2
582	同件	(同)	2
583	特定農業用ため池の指定解除	(農業基盤整備課)	3
584	保安林の指定施業要件の変更に係る通知	(治 山 林 道 課)	3
585	同件	(同)	4
586	同件	(同)	4
587	同件	(同)	6
588	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(中小企業・サービス産業振興課)	6
	公 告		
	三重県情報公開条例の規定による令和5年度における実施状況の公表	(情 報 公 開 課)	7
	土地改良事業計画を定めた旨及びその関係書類の縦覧	(農 地 調 整 課)	8
	公共測量を実施する旨の通知	(公 共 用 地 課)	9
	同件	(同)	9
	特 定 調 達 公 告		
	落札者を決定した旨	(文 化 振 興 課)	9

告 示

三重県告示第 580 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり精神通院医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

令和 6 年 8 月 20 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

医療機関の種別	医療機関の名称	所 在 地	指定年月日
薬局	あおば薬局 桑名店	桑名市寿町 3-64	令和 6 年 8 月 1 日
薬局	はあと薬局	松阪市小黒田町 251-6	令和 6 年 8 月 1 日
薬局	はあと薬局 大黒田店	松阪市大黒田町 454-14	令和 6 年 8 月 1 日
薬局	はあと薬局 鎌田店	松阪市鎌田町 195-19	令和 6 年 8 月 1 日
薬局	はあと薬局 在宅センター	松阪市駅部田町 233-1	令和 6 年 8 月 1 日
薬局	ライフ薬局 西豊浜店	伊勢市西豊浜町 110-2	令和 6 年 8 月 1 日
訪問看護	訪問看護ステーションリレー	津市桜橋三丁目 55 番地 1 号 エク スクリエ桜橋 103 号室	令和 6 年 8 月 1 日

三重県告示第 581 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号。以下「法」といいます。）第 18 条第 3 項において準用する法第 17 条第 2 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録の更新をしましたので、法第 18 条第 3 項において準用する法第 17 条第 6 項の規定により公示します。

令和 6 年 8 月 20 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 登録年月日及び登録番号

平成 16 年 8 月 9 日 第 32 号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
有限会社小牧肥料店	代表取締役 小牧 智也	三重県度会郡玉城町田丸 215 番地

3 地域登録検査機関が農産物検査を行う農産物の種類

国内産農産物（玄米）

4 登録の区分

品位等検査

5 地域登録検査機関が農産物検査を行う区域

三重県

6 農産物検査を行う農産物検査員

氏名	農産物検査を行う農産物の種類	証明書番号
小牧 美咲	玄米	K 242021582

7 登録の更新日

令和 6 年 8 月 7 日

三重県告示第 582 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号。以下「法」といいます。）第 18 条第 3 項において準用する法第 17 条第 2 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録の更新をしましたので、法第 18 条第 3 項において準用する法第 17 条第 6 項の規定により公示します。

令和 6 年 8 月 20 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 登録年月日及び登録番号

平成 16 年 8 月 9 日 第 33 号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
南勢糧穀 株式会社	代表取締役 清水 裕嗣	三重県伊勢市上地町 2691 番地 26

3 地域登録検査機関が農産物検査を行う農産物の種類

国内産農産物（玄米）

4 登録の区分

品位等検査

5 地域登録検査機関が農産物検査を行う区域

三重県

6 農産物検査を行う農産物検査員

氏名	農産物検査を行う農産物の種類	証明書番号
清水 裕嗣	玄米	K 242003495
清水 伸顕	玄米	K 242006496

7 登録の更新日

令和 6 年 8 月 7 日

三重県告示第 583 号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成 31 年法律第 17 号）第 7 条第 5 項において準用する同条第 1 項の規定により、令和 6 年 7 月 31 日付けで特定農業用ため池の指定を解除したので、同条第 3 項の規定により告示します。

なお、指定を解除した特定農業用ため池の名称及び所在地の一覧は、三重県農林水産部農業基盤整備課のホームページに掲載します。

令和 6 年 8 月 20 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

三重県告示第 584 号

次の者に係る森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 2 の規定による保安林の指定施業要件を変更する旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容を名張市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和 6 年 8 月 20 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

第 1

1 通知することができない者の氏名

富森 康之

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

名張市赤目町柏原字梶川 1201・1205（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字梶川 1201、1205（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 2

1 通知することができない者の氏名

栄宏産業株式会社

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

名張市赤目町柏原字梶川 1205（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字梶川 1205（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び名張市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 585 号

次の者に係る森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 2 の規定による保安林の指定施業要件を変更する旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容を伊賀市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和 6 年 8 月 20 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 通知することができない者の氏名

長谷 宣郎

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊賀市霧生字落合 3447

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び伊賀市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 586 号

次の者に係る森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 2 の規定による保安林の指定施業要件を変更する旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容を紀北町役場の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和 6 年 8 月 20 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

第 1

- 1 通知することができない者の氏名
奥村 達男
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
北牟婁郡紀北町引本浦字網代 658 の 9
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 2

- 1 通知することができない者の氏名
浜田 正次
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
北牟婁郡紀北町引本浦字網代 658 の 11
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 3

- 1 通知することができない者の氏名
伊藤 富平
 - 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
北牟婁郡紀北町引本浦字網代 658 の 17
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び紀北町役場に備え置いて縦覧に

供します。)

三重県告示第 587 号

次の者に係る森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による保安林の指定施業要件を変更する予定である旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容を伊賀市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和 6 年 8 月 20 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

第 1

1 通知することができない者の氏名

家戸 清

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊賀市腰山字大滝 82

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 2

1 通知することができない者の氏名

松山 喜久夫

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊賀市三田字高石 2533 の 7、2544 の 1

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字高石 2533 の 7・2544 の 1（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び伊賀市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 588 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により鈴鹿市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 6 年 8 月 20 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
万代書店鈴鹿店
鈴鹿市西條町字四反田 499 番地 1 号 ほか 3 筆
- 2 鈴鹿市から聴取した意見
騒音の発生に係る事項
 - (1) 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）又は三重県生活環境の保全に関する条例（平成 13 年条例第 7 号。以下「条例」という。）に係る特定施設又は指定施設を設置する場合、事業場から発生する全ての騒音に対し、敷地境界における規制基準を遵守するよう対策を講ずること。
 - (2) 荷さばき作業は、条例第 53 条に基づく荷役作業に該当するため、三重県生活環境の保全に関する条例施行規則（平成 13 年規則第 39 号。以下「規則」という。）第 59 条に基づき、敷地境界における規制基準を遵守すること。
 - (3) 施設管理者が屋外において又は屋内から屋外に向けて、商業宣伝を目的として拡声器を使用する場合、条例第 54 条第 3 項に基づく拡声器の使用に該当するため、規則第 62 条に定める事項を遵守すること。
 - (4) 規則第 15 条に基づく規模を有する駐車場管理者は条例第 15 条に基づき、駐車場利用者に対し、駐車時には原動機を停止することを看板、放送、書面等により周知すること。
 - (5) 近隣より、事業場から発生する騒音に対して苦情が発生したときには、誠意を持って対応すること。
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和 6 年 8 月 20 日から同年 9 月 20 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

公 告

三重県情報公開条例（平成 11 年三重県条例第 42 号）第 30 条の規定に基づき、令和 5 年度における公文書の開示についての実施状況を次のとおり公表します。

令和 6 年 8 月 20 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 公文書開示請求の状況

区 分	住所又は居所		
	県 内	県 外	計
個 人	880	226	1,106
法 人	4,968	823	5,791
計	5,848	1,049	6,897

注 この表は、「公文書開示請求書」の件数を分類したものです。

2 公文書開示請求区分の状況

来 庁 場 所				ファクシミリ	送付	インターネット	合 計
総合窓口	案内窓口	受付窓口	小計				
722	90	4,485	5,297	847	18	735	6,897

注 1 この表は、「公文書開示請求書」の件数を分類したものです。

2 総合窓口にあつては、情報公開課、本庁各担当課及び警察本部総務課等、案内窓口にあつては、各地域防災総合事務所及び地域活性化局、受付窓口にあつては、各地域機関等、各警察署等、地方独立行政法人三重県立総合医療センター及び公立大学法人三重県立看護大学で受け付けた件数です。

3 公文書開示請求の決定等の状況

区 分	決定の内訳	取下げ等	合 計
-----	-------	------	-----

	開示	部分開示	非開示	存否応答拒否	その他非開示	不存在	小計		
件数	6,425	631	1	13	0	303	7,373	128	7,501

注 1 この表は、公文書開示、部分開示又は非開示決定等の件数を分類したものです。

2 請求件数と決定等件数の合計が異なるのは、1 件の請求に対し複数の決定を行った場合があるためです。

4 公文書開示決定等の実施機関別決定件数

実施機関			件数	実施機関			件数
知事	総務部		102	行政委員会等	議会		5
	政策企画部		4		教育委員会		490
	地域連携・交通部		193		公安委員会		0
	防災対策部		27		警察本部長		178
	医療保健部		185		選挙管理委員会		10
	子ども・福祉部		59		人事委員会		4
	環境生活部		88		監査委員		1
	農林水産部		1,003		労働委員会		2
	雇用経済部		19		収用委員会		1
	観光部		5		海区漁業調整委員会		1
	県土整備部		4,671		内水面漁場管理委員会		1
	出納局		2		企業庁長		296
	小計		6,358		病院事業庁長		19
					地方独立行政法人三重県立総合医療センター		4
					公立大学法人三重県立看護大学		3
					小計		1,015
				合計			7,373

注 この表は、公文書開示、部分開示又は非開示決定等の件数を、実施機関別に分類したものです。

5 審査請求の状況

令和4年度からの繰越件数	令和5年度の諮問件数	令和5年度審査会処理件数			未処理件数(諮問中)	取下げ
		認容	一部認容	棄却		
5	11	0	5	4	7	1

注 この表は、審査請求のうち、取下げの件数及び三重県情報公開・個人情報保護審査会に諮問があったものの件数です。

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定により、県営湛水防除事業 松蔭地区の計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和 6 年 8 月 20 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 縦覧に供すべき書類の名称

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

令和6年8月21日から同年9月18日まで

3 縦覧の場所

桑名市役所産業振興部農林水産課（桑名市中央町二丁目37番地）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県桑名農政事務所長から通知がありました。

令和6年8月20日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量（基準点測量及び路線測量）

2 作業期間

令和6年8月15日から令和7年1月14日まで

3 作業地域

桑名市大字深谷部

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、多気町長から通知がありました。

令和6年8月20日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和6年8月20日から同年12月20日まで

3 作業地域

多気郡多気町相鹿瀬

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和6年8月20日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 特定役務の名称 | 令和6年度環生第6号三重県総合文化センター大ホール舞台照明設備調光装置改修 |
| 2 | 担 当 部 局 | 三重県津市広明町13番地
三重県環境生活部文化振興課 |
| 3 | 落 札 者 決 定 日 | 令和6年8月5日 |
| 4 | 落 札 者 | 三重県津市あかつ台4丁目7番地7
三重電業株式会社 代表取締役 楠 幸治 |
| 5 | 落 札 金 額 | 入札価格 350,000,000 円
契約金額 385,000,000 円 |
| 6 | 決 定 手 続 | 一般競争入札 |
| 7 | 入 札 公 告 日 | 令和6年6月21日 |

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
